事　務　連　絡

平成 26 年 7 月 15 日

地方獣医師会会長　各位

公益社団法人　日本獣医師会

専務理事　矢ケ崎忠夫

動物用医薬品等取締規則の一部改正について

このことについて、平成 26 年 7 月 4 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令」が別添のとおり平成 26 年 7 月 4 日付けをもって公布、同日から施行され、改正内容は別添のとおりである旨、薬事監視及び指導の参考として、本会に連絡されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹 川

TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成２６年７月４日

公益社団法人　日本獣医師会　御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 26 年農林水産省令第 42 号）が別添のとおり平成 26 年 7 月 4 日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1．改正の内容

人用医薬品の承認に係る薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

第百六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

2．施行期日

平成 26 年 7 月 4 日

公益社団法人日本獣医師会
受付
26. 7. -7
第 202 号

（別紙）

○農林水産省令第四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。